

○総務省令第二十八号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十一条第二項第一号及び第二号並びに第三十六条の五並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三十四条の規定に基づき、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(畜舎等に係る基準の特例)

第三十二条の三 令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる要件を満たす畜舎等(畜舎(家畜の飼養の用に供する施設をいう。)、堆肥舎(家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同じであるものに限る。))及び関連施設(搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同じであるものに限る。))をいう。以下同じ。とする。

[新設]

- 一 防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。
- 二 周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

2| 前項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。

- 一 前項の畜舎等のうち、畜産経営に関する執務又は飼料、敷料若しくは農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分(次号において「畜産経営の用に供する部分」という。)(の床面積の合計が千平方メートル以上(無窓階(令第十条第一項第五号に規定する無窓階をいう。以下同じ。))にあつては、三百平方メートル以上)のもの(令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条から令第二十二條まで、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、同条(無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。))及び令第二十七条を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定)

- 二 前項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上(第五条の三に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階にあつては、二十人以上)のもの(前号に掲げるものを除く。)(令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十四条、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。))及び令第二十七條を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定)

- 三 前項の畜舎等のうち、前二号に掲げるもの以外のもの(令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。))及び令第二十七條を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定)

- 3| 第一項の畜舎等に対する令第二十七條第一項第一号及び第二項並びに第六條第六項第一号、第二十四條第五号二、第二十五條の二第二項第一号ハ並びに第二十八條の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの規定の適用については、令第二十七條第一項第一号及び第二項中「準耐火建築物」とあるのは「準耐火建築物又は延焼のおそれが少ないものとして消防庁長官が定める構造を有する建築物」と、第六條第六項第一号、第二十四條第五号二、第二

<p>十五條の二第二項第一号ハ並びに第二十八條の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロ中「各部分」とあるのは「各部分（消防庁長官が定める部分を除く。）」とする。</p> <p>4 第一項の畜舎等の二以上の部分が渡り廊下その他これに類する部分のみで接続されている場合において、延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するときは、当該畜舎等の二以上の部分に係る令第二十七條の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすものとする。</p> <p>（防火対象物の道路の用に供される部分に係る基準の特例）</p> <p>第三十三條 令第三十一條第二項第二号の総務省令で定める防火対象物の道路の用に供される部分は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>（免状の書換えの申請書の様式等）</p> <p>第三十三條の六 令第三十六條の五に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第一号の四の申請書によつて行なわなければならない。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽（第三十三條の五第二項に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものである。</p> <p>〔4 略〕</p>	<p>（防火対象物の道路の用に供される部分に係る基準の特例）</p> <p>第三十三條 令第三十一條第二項の総務省令で定める防火対象物の道路の用に供される部分は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>（免状の書換えの申請書の様式等）</p> <p>第三十三條の六 令第三十六條の五に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第一号の四の申請書によつて行なわなければならない。</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽（第三十三條の五第二項に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行おうとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものである。</p> <p>〔4 同上〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第二条 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(免状の書換えの申請書の様式)</p> <p>第五十二条 令第三十四条に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第二十三の申請書によつて行わなければならない。</p> <p>2 令第三十四条の総務省令で定める添付書類は、次の各号に掲げる書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 第五十一条第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき 書換えの申請前六月以内に撮影した写真(正面、無帽(申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができない範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。))、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの又は旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号)別表第一に定める要件を満たしたもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものをいう。第五十三条及び第五十七条において同じ。)</p> <p>〔二 略〕</p> <p>〔3 略〕</p>	<p>(免状の書換えの申請書の様式)</p> <p>第五十二条 令第三十四条に規定する免状の書換えの申請は、別記様式第二十三の申請書によつて行わなければならない。</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>一 第五十一条第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき 書換えの申請前六月以内に撮影した写真(正面、無帽(申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができない範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。))、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものをいう。第五十三条及び第五十七条において同じ。)</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>〔3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中消防法施行規則第三十三条の六の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。